

長介第264号
令和3年4月14日

居宅介護支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

指定居宅介護支援の提供の開始に際してあらかじめ利用者に説明すべき事項
について（通知）

表題の件に関する解釈について、令和3年3月26日付け長介第1229号「指定居宅介護支援の事業に係る運営基準減算について（通知）」でお示したところですが、厚生労働省老健局から発出された「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」の内容等を踏まえ、当該解釈を改めますので通知します。

改定後の解釈に基づき、利用者に対する適切な説明を行っていただくようお願いします。

記

- 1 【改訂版】指定居宅介護支援の提供の開始に際してあらかじめ利用者に説明すべき事項（解釈）
別紙のとおり
- 2 参考資料
 - (1) 介護保険最新情報 Vol. 952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について
※本件に関する部分はP.69～72 問111及び問112
 - (2) 令和3年3月26日付け長介第1229号「指定居宅介護支援の事業に係る運営基準減算について（通知）」

担 当：福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 今井
電 話：0258-39-2245（直通）
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp